就業規則

本書は添付書類の一例ですので、必ずしも本様式を使用する必要はありません。

（目的）

第１条 　この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（以下「労基法」という。）第８９条に基づき、○○建設株式会社の労働者の就業に関する事項を定めるものである。

２　この規則に定めた事項のほか、就業に関する事項については、労基法その他の法令の定めによる。

（適用範囲）

第２条 　この規則は、○○建設株式会社の労働者に適用する。

２　パートタイム労働者の就業に関する事項については、別に定めるところによる。

３　前項については、別に定める規則に定めのない事項は、この規則を適用する。

**～**

(労働時間及び休憩時間)

第１７条 労働時間は、１週間については４０時間、１日については８時間とする。

２ 始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、 前日までに労働者に通知する。

始業　9時00分

終業　18時00分

休憩時間　12時00分~13時00分

（休日）

第１８条 休日は、次のとおりとする。

① 土曜日及び日曜日

② 国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）

③ 年末年始（１２月２８日～１月４日）

④ 夏季休日（８月１５日～８月１８日）

⑤ その他会社が指定する日

２ 業務の都合により会社が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。